

潮風園デイサービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業(通所介護相当サービス)重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4670500075号)

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(通所介護相当サービス)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. サービス提供における事業者の義務について.....
8. サービスの利用に関する留意事項.....
9. 損害賠償について.....
10. サービス利用をやめる場合(契約の終了について).....
11. 事故発生時の対応について.....
12. 個人情報の保護について.....

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 照島会
(2) 法人所在地 鹿児島県いちき串木野市別府3570番地
(3) 代表者氏名 理事長 和田 力
(4) 設立年月 昭和48年5月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防通所介護事業所・平成12年3月9日指定
鹿児島県4670500075号
※当事業所は特別養護老人ホーム潮風園に併設されています。
日常生活支援サービス事業・平成27年4月1日指定
- (2) 事業所の目的 利用者様に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、適正な介護予防・日常生活支援サービス事業通所介護を提供する。
- (3) 事業所の名称 潮風園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県いちき串木野市別府3560番地11
- (5) 電話番号 0996-32-5851
- (6) 事業所長（管理者） 山下 治行
- (7) 当事業所の運営方針
- ①事業の実施にあたっては、利用者様の心身の状況、利用者の人格を尊重し、相手の立場に立ってサービスの提供に努め、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所まで送迎を行い、健康チェック、入浴サービス、給食サービス、生活指導の援助及び機能訓練を行う。
 - ②事業所の従業者は、利用者様とのコミュニケーションを図り、ニーズに対しては迅速適切な各種のサービスができる体制を整える。
 - ③従業者の資質向上及び意識の高揚を図る。
 - ④地域との連携を密にし、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健・医療又は福祉サービス提供者等との密接な連携に努める。
- (8) 開設年月 平成5年4月1日
- (9) 利用定員 30人
- (10) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建
- (11) 建物の延べ床面積 439.65㎡

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 いちき串木野市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時15分～16時20分
営業しない日	土曜日、日曜日、12月30日～1月3日、8月14日～15日、その他指定のある日（祝日、年末年始、盆休みについてはその都度変更もある）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	4名	4名
3. 生活相談員	2名	1名
4. 看護職員	1名	1名
5. 調理員	1名	—
6. 運転手	—	—
7. 機能訓練指導員	(1名)	1名
8. 栄養士	1名	1名

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間： 9：30～17：30
3. 機能訓練指導員	勤務時間： 9：30～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴を行います。入浴できない場合は、身体の状態に応じて、清拭を行います。
- ・入浴については、一般浴槽使用、特殊浴槽使用の2種類があります。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

④送迎

- ・マイクロバスにて職員が自宅まで送迎いたします。また、道路の状況に応じて小型車にて送迎いたします。

<サービス利用料金（1ヶ月あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金の1割（2割）にあたる金額（自己負担額）をお支払い下さい。（下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

① 通所介護相当サービス利用料

介護予防費	1ヶ月の利用料金
通所介護相当サービス費	¥ 1, 6 7 2 (1割)
	¥ 3, 4 2 8 (2割)

② 送迎

通所介護相当サービス費に含まれます。

③ 入浴費

通所介護相当サービス費に含まれます。

④ サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算Ⅲ

通所介護相当サービス —— 1ヶ月24単位（24円）

⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の43/1,000

⑥ 令和3年4月1日～令和3年9月30日までは、新介護報酬特例として利用料金に0.1%上乘せいたします。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供（食材費も含まます）

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

・料金： 1日あたり400円

② レクリエーション、クラブ活動

・ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

・ご利用料金： 材料代等の実費をいただく場合があります。

③ 複写物の交付

・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

・5枚を超えるとき1枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことがきとうであるものにかかる費用を負担いただく場合があります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 介護予防利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月20日までに支払ってください。

(4) 通所介護計画の交付

サービスの利用開始にあたっては、あらかじめ介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)に基づき介護予防通所介護計画を作成し、利用者の同意を得たうえで交付します。

(5) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)	
[職名]	生活相談員 坂元 真二
○受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
○電話番号	0996-32-5851

(2) 行政機関その他苦情受付機関

いちき串木野市役所 健康増進課介護保険係	所在地 いちき串木野市昭和通133番地1 電話番号・FAX 0996-33-5673 受付時間 8:30～17:00(月～金)
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町7番4号 電話番号・FAX 099-213-5122 受付時間 9:00～17:00(月～金)
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町1番7号 電話番号・FAX 099-257-3855 受付時間 9:00～17:00(月～金)

7. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医やご家族等への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- | |
|---|
| <p>②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

1 1. 事故発生時の対応について

事業者は利用者に事故が発生した場合は、事故対応マニュアルに従い、応急処置を施した後、あらかじめ届けられた連絡先に、可能な限り速やかに連絡するとともに主治医または嘱託医及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者に連絡する等、必要な措置を行います。また、市（保険者）へも第一報として電話により報告し、処理が済み次第、文書により報告します。

1 2. 個人情報の保護について

当法人の個人情報保護に対する基本方針に則り、利用者の個人情報の保護を図ります。

同意書

令和 年 月 日

介護予防・生活支援総合事業(通所サービス)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

潮風園デイサービスセンター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・生活支援総合事業(通所サービス)の提供開始に同意しました。

利用者住所 いちき串木野市

氏名

印

(署名代行者)

住所

氏名

印